

令和3年度 第2回茅ヶ崎市みどり審議会

議題	(1) 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について (2) その他
日時	令和3年3月15日(火) 午前9時00分～午前10時30分
場所	茅ヶ崎市役所 本庁舎 2階連絡通路 会議室えぼし2(事務局) 会議室えぼし3(傍聴場所) (WEB会議)
出席者氏名	(みどり審議会委員) 一ノ瀬会長 小谷委員 岡田委員 萩原委員 丹沢委員 (欠席委員) 荒井委員 高木委員 (事務局) 景観みどり課 田代課長 片山課長補佐 谷島主事 板垣主事
会議資料	資料1 緑のまちづくり基金の条例改正の論点 資料2 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の改正_意見募集 資料3 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の改正についての市民意見 資料4 答申書(案) 緑のまちづくり基金条例の一部改正について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0人

(会議の概要)

○事務局

ただいまから令和3年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会を始めます。

本日の審議会は、新型コロナウイルス感染症蔓延防止のためオンライン形式による開催とさせていただきます。

本日の会議につきましては、7名の委員中5名の委員の方に御出席をいただいております。

茅ヶ崎市みどり審議会規則第5条第2項に規定する過半数の出席を充足していることを御報告申し上げます。

次に、今回はウェブ会議となりますので通信状態の確認をさせていただきます。こちらの映像及び音声がかちんと受信できているかを含め、お名前をお呼びしますので、応答いただけますようお願いいたします。

それでは、一ノ瀬委員、いかがでしょうか。

○一ノ瀬会長

はい、大丈夫です。一ノ瀬でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、小谷委員、いかがでしょうか。

○小谷委員

おはようございます。小谷です。聞こえております。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、岡田委員、いかがでしょうか。

○岡田委員

聞こえています。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、萩原委員、いかがでしょうか。

○萩原委員

おはようございます。聞こえております。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、丹沢委員、いかがでしょうか。

○丹沢委員

おはようございます。よく聞こえております。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、配付資料の確認ですが、事前配付しておりますので、この場での資料の確認は割愛させていただきたいと思っております。

なお、本日は別室に傍聴席を設けておりますが、現時点での傍聴の申出はございません。

その旨御承知おき願います。

それでは、これより議題に入らせていただきます。会議の進行につきましては、審議会規則に基づきまして一ノ瀬会長にお願いいたします。一ノ瀬会長、よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬会長

皆さん、おはようございます。それでは、早速審議に入りたいと思います。

それでは、議題1の茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正についてですが、第1回のみどり審議会で市長から諮問をいただいているところです。このことについて審議し、答申をこれから出していくということになるんですけども、資料1の5つの論点についてこの審議会で議論し、一定の方向性を出していきたいと思います。また、市が条例の改正について市民に意見を募集したということで、その意見募集時の資料が資料2ということになっています。それに対する意見が資料3ということですけども、今後の論点の整理についてもこれらの資料を参考にしながら議論を進めていきたいと思います。このような進め方についてよろしいでしょうか。

〔一同同意〕

それでは、早速論点1について議論をしていきたいと思います。緑のまちづくり基金条例の題名を「みどり」に改めることについていかがでしょうかというのがまず第1点目です。本日欠席の荒井委員からは、論点1について特に異論ありませんと御意見をいただいているところです。いかがでしょうか。御意見や質問等がございましたらお願いします。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員

質問ですが、茅ヶ崎市の施策の全体像を知りたいです。緑のまちづくり基金と森林環境譲与税がありますが、譲与税を含めた全体像を把握したいです。緑のまちづくり基金では例えば取得だけをおこなうとか、森林環境譲与税では、例えば助成のほうにお金を回すであるとか、そういう市としての全体像がよく分からないので、教えていただけたらと思います。

○一ノ瀬会長

分かりました。それでは、事務局から御説明いただいてもよろしいですか。

○事務局

事務局です。お答えいたします。緑のまちづくり基金条例につきましては昭和63年に設立したものでして、設立当初は主に市街地の緑地を取得することを目的とした基金になります。それ以降、市内にJR東海道線が通っていますけれども、その南側の市街地にある緑地を2か所購入してきた経緯があります。この10年ほど、北部丘陵地にある清水谷特別緑地保全地区、赤羽根字十三区特別緑地保全地区内の緑地を購入するようにシフトし

てきましたが、森林環境譲与税が令和元年に導入されましたので、今後、北部丘陵地につきましては森林環境譲与税を活用して整備に充てていくという考え方をしております。従いまして、岡田委員がおっしゃられたような助成、例えば民間の団体への助成といったものは今のところは考えてはいないです。主に緑地の取得と維持管理にそれぞれ充てていくという中で、森林環境譲与税につきましては森林法に定めるいわゆる森林の区域に使えるということ、一方で、緑のまちづくり基金は前からあったものですから、今回の条例の改正によってもう一度考え方を整理していこうという考え方になります。

○岡田委員

そうしましたら、森林環境譲与税のほうも用途というか使い方はまだ定まっていないということでしょうか。

○事務局

お答えいたします。現時点でもう既に使っているところがありまして、今使っているのは清水谷や赤羽根字十三回の特別緑地保全地区内の樹林の整備に充てています。ここは、市が主体的に管理しているという位置づけですので、そういったところに対しての伐採とかナラ枯れの対策に今は使っております。

○岡田委員

わかりました。ありがとうございます。

○小谷委員

後の論点に入るんでしょうけれども、岡田委員の御質問で少し頭が整理でき、ありがたいなと思いました。

論点1につきましては、これはしゃべらなければ異論なしということによろしいですか。であれば、「みどり」で平仮名でよろしいかと思えます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

そうしましたら、論点1については特に反対意見はないということで、ここで議論を閉じさせていただければと思います。

そうしましたら、論点2について議論していきたいと思えます。論点2は、条例第1条の基金の目的について、緑地の取得と維持管理のほかに、今回の改正によって調査に基金を使うことになるということですが、現行の規定の中ではそれを書いていないということになります。これが試案です。調査については、ここでいうとどれになるのですかね。

○事務局

事務局です。補足させていただきます。今、第1条の現行条例で「本市に存する緑地を

市民共有の財産として保全するため」というところがありますけれども、これは今第5条の第1号、第2号で緑地の取得及び維持管理と書いてありますので、そこに特化したような基金の目的になっています。第5条に新たに号を加えることによって、調査等に使うことになった場合に、本市に存する緑地を保全するためという目的だと少し狭いのではないかということで、ならば目的自体をもう少し広めた文言にする必要があるのではないかということで今回提案させていただいております。事務局の試案としまして、AからCの案を御提示させていただきました。もちろんこれにかかわらず何かほかに適切な文言等があれば御提示いただきたいですし、また、今後、法制部門との協議が必要となる兼ね合いもありますから、そういったところに上げていくために皆様から意見を頂戴したいというような考えでございます。

○一ノ瀬会長

今ここに3つ上げていただいておりますけれども、四角で囲まれているところの下線部のところをA、B、Cのいずれかに変えようかということによろしいですね。

○事務局

そのとおりです。

○一ノ瀬会長

それについて今、御意見、御質問をいただこうと思うんですけれども、先に、欠席されている荒井委員からいただいている御意見としてはA案です。ここでいうと、最初に書かれている「本市のみどりの保全、再生及び創出を推進するため」という試案が適切かと思えます。先ほど出てきたみどりの扱う範囲が非常に広いため、みどり行政に関する施策全般という明確な範囲設定があったほうが基金設置の是非に関する判断がしやすいのではないのでしょうかという御意見を事前にいただいております。

そうしましたら、皆様、質問や確認事項を含めて御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○岡田委員

B案の「幅広く捉えた規定」の文言ですけれども、これだと具体的に保全、再生、創出の推進以外のどういったものが対象になると思ったらいいのでしょうか、お願いします。

○事務局

事務局です。お答えいたします。Bの規定につきましては、例えばみどり基金を使った普及啓発といったかなり幅広いものにも使えることが想定されます。ただ、今回、第5条の目的の規定のところ、具体的にこういったことに使うという規定がありますので、ここに必ずしも、目的規定に入っているからといって、第5条の用途に明記されない限りは、幅広く使えるというものではありません。今後、用途をさらに増やしていくといったことを考えるときにより幅広い目的の方がいいというのはあると思います。従って、Bが一番

幅広く捉えているような規定の仕方ということで案として上げています。

○一ノ瀬会長

岡田委員、よろしいですか。

○岡田委員

大丈夫です。つまりは、ここで幅広くしても、次の5条で狭めることができるということですね。

○事務局

そうです。具体的な使い方についてはやはり第5条の中で決めていくんですけども、ここは基金の目的ですので、基金の設置する意義といったものを文言として決めておかなければいけないというところで、今回改正をしなければいけないというところです。

○岡田委員

ありがとうございます。個人的には、5条で制限ができるのであれば、幅広くここはしてもいいのかなというのが率直な意見です。

○事務局

ありがとうございます。

○萩原委員

調査の部分の文言ですけども、調査の部分に例えば市民調査を行う、導入すると仮定した場合に調査員の確保だとか、あと調査員の人材育成といった部分にも、調査という部分に基金は使えるのでしょうか、その部分を知りたいと思いました。お願いします。

○事務局

事務局からお答えいたします。調査に使うというのを第5条の中に目的を追加するんですけども、考え方としましては、調査の準備のための例えば講座をやることは当然必要でして、市民の方に調査員をお願いするために人材育成が必要になってくるので、例えば講師を招いて講座をひらくなどの費用にも充てることはできると考えております。

○萩原委員

ありがとうございます。

○小谷委員

この資料を見てまいちどういう整理をしているのかが分からなかったんですけども、今お話をお伺いして何となく分かったのですが、第5条で縛りを入れていくのであれば、私はBでいいのかなというのが正直なところです。みどりの施策は変わってくるでしょうし、基本的には施策を受けて、その時代のトレンドも含めつつ、5条で運用を変えていくんでしょうから、私はB案に賛成したいと思います。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

そうしましたら、私からも確認をさせていただきたいんですけども、委員の皆さんから御意見があったとおりで、第1条の目的及び設置というところは、そもそも目的を定めるところであると思うんですけども、また細かいことを5条でこの後議論するわけですけども、定めるという立てつけになっているのであれば、より広くてもいいのではないかというのが小谷委員が今おっしゃられたことですし、岡田委員も同様かと思うんですけども、逆に、多分事務局がAの案を提示もして想定されているというのは、これまでの目的というのが第1条でかなり限定的に明記をされていて、それからの変更というのが結構大きな変更になるのではないかと、それだけで移ってしまうというような心配というか、危惧かなと私は感じ取ったんですけども、そこはいかがでしょうね。

事務局としては、いずれにしても条例自体を改定するというのは、5条にしてもこの1条にしても必要な手続というのはそれなりに大変になってきますので、1条でもある程度絞っておいてというほうが無難と考えていらっしゃるのか、委員会の議論である程度合意形成できるのであれば、1条のところはかなり幅広にしておいて、5条で取りあえずの制約をかけておくというふうな考え方がどうですか、事務局としてはどのように考えていらっしゃるのかというのをお聞かせいただければと思います。

○事務局

事務局からお答えいたします。みどりという言葉はA案では使っておりまして、「みどりの保全、再生及び創出を推進するため」という文言を入れようかという案ですけども、これはみどりの保全等に関する条例というものを制定しておりますので、この条例の目的の規定のところ、同じように「みどりの保全、再生及び創出に関し」という理念を定めているものがありますので、なぞらえるという意味合いでA案を出しております。ただ、タイトルが今回、漢字表記の緑から平仮名表記のみどりに改めたときに、その「みどり」というものは何を指すのかという考え方も条例の中で整理する必要があるのかどうかというところです。今、お二人の委員から、B案の幅広の中で、結局第5条の中で目的をその時代に合わせて変えていけばいいのではないかという御意見も確かにありますので、そういった案も1つあるのかと思っています。ただ、これはA案を出したというのは、やはりみどりの保全に関する条例との整合性というのをある程度取っておきたかったという考えは、事務局としては持っていたものでございます。

ちなみにC案につきましては、「自然環境を形成している緑地を保全する」というものを、現行の条例に対してさらに補足という意味で、自然環境を保全するという目的にかなり特化したような規定でございまして、ここはある程度皆様の御意見をいただきたいと思っております、AからCまで試案として出させていただいているという状況でございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。今お話になったような背景があつてということかと思えますけれども、そうしましたら、まずは皆さんの御意見を伺ったほうがよろしいかと思えますので、いかがでしょう。丹沢委員、いかがですか。

○丹沢委員

私も事務局が御提案になっているAの考え方に賛成したいと思います。事務局の考え方とかぶるのかもしれませんが、私もみどりの基本計画はある意味でみどりの施策そのものなので、その辺の中身、目的というのは、保全、再生、創出と、創出ということまで含めてみどりの基本計画を立てているわけで、基金の使い方というの、基本計画と整合を取った目的というのが明記されているほうが私はいいと思います。いずれにしろ施策全般をきちんと実現するためにこの設置目的があるということであれば、Bも同じような捉え方ができるかと思うんですけども、私はやはりここは目的なので、みどりの創出といった文言が目的の中に入っていたほうがいいかと思えます。

○小谷委員

みどりの基本計画と、みどりの保全等に関する条例の関係性について、今一度、確認しておきたいです。

○事務局

事務局です。みどりの保全等に関する条例は主に緑地の保全制度について定めたものでして、例えば、保存樹林制度ですとか保存樹木制度、あとは、まだ実績はありませんが、みどりの保全地区という自然環境として残したい地域を地区として指定することができるという規定を設けておりますし、あと、都市緑地法に定める市民緑地の推進をするといったような規定などもあり、制度的な緑地を保全する制度の裏づけとなる条例というような立てつけになってございます。

補足ですけれども、みどりの保全等に関する条例で定義しているところのみどりというのが、先ほどの論点1のところの参考のところのみどりの定義とございますので、そういったところを保全、創出及び再生ということを目的としたものとなってございます。

○小谷委員

みどりの保全をする上で、みどりの基本計画であろうが、みどりの保全条例であろうが、その実効性を担保するための基金ですよね。Bはみどりの基本計画の施策の実効性を担保するというイメージと捉えていいですか。また、緑化の推進はAでは対象外というイメージでしょうかね。

保全寄りと明確に区別するのであればAでもいいような気がします。例えばみどりが少ないところにみどりを増やしていきましようという市民の声に対応することは対象外とするなら、Aでもいいと思います。ただ、みどりの基本計画みたいに総合的なみどりの施策を推進するための実効性を担保する基金として使うという目的、緑化の推進も含めるとい

うのであればBのほうがよりフレキシブルにこれから使えるのではないのかなと思います。自分でも答えが出せなくて申し訳ないですけれども、今のところの意見です。

○一ノ瀬会長

そのあたりはいかがでしょうね。先ほどの条例との整合性、あるいはみどりの基本計画全般というような、どことうまく合わせるかということかと思うんですけれども、実質的には別にどちらでも、逆に言うと、多分Cになるとかなり限定的になるというのは皆さん考えていらっしゃるのかと思います。私も実質的にはAでもBでも同じで、そういう意味で言えば、最初に私の意見はあまり申し上げないほうがいいなと思ったのですが、私も丹沢委員と非常に似たような意見を持っています。ですので、やはり条例、いろいろな法律でもそうですけれども、第1条の目的というところで非常に重要ですので、そこで保全、再生、創出というような言葉を出しておいたほうがいいのかと思ったのですが、いかがでしょうね。

みどりの基本計画全般にというような意味でいえば、いろいろな適用可能性も考えるとBのほうがより幅広いですね。どうせ5条で規定をするので何でもかんでも今入るという状況ではないわけですけれども、そこまで見据えてというのであれば、Bという選択肢もあるかと思います。

○岡田委員

私は先ほどBと言っていたのですが、改めて考えると目的のところ、第1条ですし、一番最初に目に触れるところですので、目的を具体的にしたほうがいいのではと感じたり、それにみどりに関する施策というのがアバウト過ぎる気も少しします。基本的にAもBもどちらでも私はいいと思うのですが。冒頭の目につくところで目的として具体性を出すという意味があれば、Aもありなのではと思いました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。事務局から補足はありますか。

○事務局

事務局から付け加えるとすれば、委員の皆様からのお話を聞く限りですと、みどりの基本計画が市で制定されている中で、具体的に施策としてやっていこうというのがまさにみどりの保全、再生及び創出というものを取組としてやっているという意味では、確かにAというのでも整合性が取れているという考え方もあると思います。ただ、Bのみどりに関する施策を推進するためというのは本当に幅広くなっているの、具体的にみどりに関する施策は何なのかというところを問われたときに、それは、みどりの保全と再生、創出を目指しているというような考え方というのは基金の在り方にマッチしているという感覚はあると思っています。

○小谷委員

大分整理できてきました。確かにみどりの基本計画のコンセプトには保全、再生、創出というキーワードが挙がっていますね。そういった意味ですと、この資料の書き方にもよるのでしょうかけれども、別にみどりの保全に関する条例だけではなくて、みどりの基本計画との整合も取れているという解釈もできますので、A案でキーワードを明確に出すというほうがいいのではないかと思うようになりました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

そうしましたら、おおむね皆さんA案でよろしいかなということかと思いますが、よろしいでしょうか。

〔一同同意〕

そうしましたら、論点2についてはA案ということでおおむね合意が取れたかと思いません。

それでは、引き続き論点3に入っていきたいと思えますけれども、諮問にあった条例の改正方針のとおり、第5条、もう度々今話題になりましたけれども、新たに号を追加するというので、自然環境評価調査を行う費用に充てることにしたいということですが、その書きぶりについて御意見をいただきたいということになります。先ほど事務局からも既に説明もあったとおり、条例の文言というのは最終的には法律になりますので、かなり担当のチェックが入ることですので、今回については細かい文言というわけではなくて、考え方、記載の方針のようなものをここでまとめられればと考えております。

もし事務局から補足することがありましたら、いかがでしょうか、よろしいですか。

○事務局

事務局としての考え方というのは資料でお示したとおりでございます。自然環境評価調査は、固有の名称でして、これは茅ヶ崎市がやっている、おおむね5年に1度の調査です。この費用にみどり基金を充てていきたいという考えを持っておりまして、そのためには第5条の今第1号、第2号までしかないものにさらに号を追加するというような考えです。以上でございます。よろしく申し上げます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ポイントになるのは、この考え方に、今書いていただいて補足いただいたように、自然環境評価調査を前提として考えていらっしゃるということですが、これは条例ですので、細かくそこまで文言を規定してしまうことによると、それ以外の調査ができないというようなことになりますので、ある程度幅を持たせた形でということで、今、A、B、Cの3案を考えていただいているということかと思えます。皆さん、いかがでしょうか。確認すべき点であったりとか、御意見があればいただければと思います。

○岡田委員

今、A、B、Cと案があるのですけれども、この中で一番幅広なのはCだと思っていでしょうか。AとBとCの違いというのを明確にしてほしいと思います。

○事務局

お答えいたします。確かにいずれの案も表現を変えたかのような感じですが、ただ、Cに関して言うと、かなり幅広い調査のイメージでございます。自然環境評価調査は市内で重要度が高い自然が残っている7つの地域、清水谷や赤羽根字十三区の特別緑地保全地区をはじめとした北部の市街化調整区域の部分が対象になっていまして、市街地の調査について、今まで3回調査をやった中で、全市調査をしたのは1回だけです。自然環境という言葉のイメージとしては割と北部、みどりが豊かな地域のことを想定してしまっているというのはあるのですけれども、例えば、もう一度全市調査をやるといったことが、あり得るといことは今後あると思います。確かにCの案につきましてはかなり幅広い調査になってくるかと思えます。

○岡田委員

AとBの案では、例えば全市を挙げての調査ができないということだと思えるのですけれども、そうするとCでいいのかと思えますが、いかがでしょうか。お願いします。

○事務局

事務局です。すみません、分かりづらい説明であったかもしれません。特にAとかBだからといって全市的な調査ができなくなるというわけではないと思えます。

○一ノ瀬会長

そういう意味では、私も、どのようにこの3つの案を理解すればいいかと考えたところでもあるのですけれども、多分ポイントは2つあるのでややこしくなっているように思えます。というのは、今回「みどり」を使うということでこの件が進んでいる中で、A、B、Cで緑地、あるいは自然的環境、あるいはみどりと3通りの言葉の使い方、それから、先ほど岡田委員がお話になったように、もう一方の多分違うのは、Aでは保全とだけ言っているのと、Bに関しては保全と再生と言っていますよね。Cに関して言うと保全、再生、創出と書いているので、その3段階があるように見られます。なので、2つの異なる軸があるような3案なので余計考え方の整理が難しいかと思うんですけれども、多分保全、再生に関しては、そういう傾斜を事務局でつくられたのではないかと思うんですけれども、そもそも対象となるもの、緑地なのか、自然的環境なのか、みどりなのかというのは、これも多分こだわってここに書かれているんだと思うんです。ただ、自然的環境というのが一番限定的なような気がするんですけれども、それをA案に使っていないのは何か意図があるんですか。

○事務局

お答えいたします。緑地とする言葉を使うのか、自然的環境という言葉を使うのかというところについては、選択肢の一つとして出ささせていただいたというのがまず1つあります。緑地という、では何をもって緑地とするのかという定義の話になってきてしまうと、今後出てきます緑地の定義、緑地というのは都市緑地法という言葉で緑地というのが、法律で定まっている緑地はこれしかないんです。なので、この緑地と捉えるとかなり幅広いものになります。実は緑地の中に文言としてあるのが良好な自然的環境を形成しているものがありますので、そういった意味では、緑地というのは、良好な自然的環境を形成しているものなのかと。

では、この議論の中でAの緑地と書いてあるものが、これというのは良好な自然的環境なのかといったことを考えますと、言葉の整理がなかなかつかない中で案としてお示ししているというのがありまして、事務局でも非常に迷っているというのが正直なところでございます。ですので、やはり皆様の意見を聴きながら考え方を固めていきたいというのがあります。

○一ノ瀬会長

分かりました。ただ、こういった言葉の整理は非常になかなか悩ましくて、専門家で議論し始めても切りがないところもあります。逆にそうであれば、今回論点1でそもそも「みどり」にしているわけでもありますし、条例との整合性ということも考えると、少なくとも対象になるほうは「みどり」に固定したほうが一番分かりやすいような気がします。私が勝手に言っているだけかもしれないですけども、委員の皆さんもいかがですか。

○小谷委員

私も会長と同じで、今まで議論したのですから、多分キーワードとして（3）の中にみどり、できれば保全、再生、創出、調査研究費という3つのキーワードがあればいいのではないかと思います。

あと調査と研究は、3番目だけ調査、研究というキーワードが出ているんですけども、これも多分後で文言の調整をされると思いますが、あえて使い分けている意図があるならば教えていただければと思います。

○一ノ瀬会長

事務局、調査、研究についてはいかがでしょうか。

○事務局

これにつきまして文言の整理を今後しなければいけないとは思ってしまして、調査だけではなくて研究と何で入れるかという、考え方でお示ししたとおり、調査だけではなくて、例えば報告書としてまとめたりするので考察等も必要になってくるという意味で研究という言葉を入れています。ただ、今後、法制部門との調整にもなりますけれども、それは例えば調査の中で読み切れるものなんだということであれば、わざわざ入れる必要もな

いのかと思います。ここは今後調整させていただきます。

○小谷委員

ありがとうございます。

○岡田委員

私も、みどりと保全、再生、創出という文言があるCがいいと思います。1条と対応づけられていてシンプルかと思います。

○萩原委員

ありがとうございます。私もCがいいかと思っています。仮に全市調査を行った場合に、市の中で前と対比したときに、例えば草地環境が少なくなったと。その場合に、草地環境の少なさを補うために再生、創出といったものとかも非常に分かりやすくできると思いますので、私もCがいいかと思いました。ありがとうございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。おおむねCでよろしいですか。

ありがとうございます。

そういう意味で、先ほど調査及び研究のところは、文言のこれから整理もあるというふうにお話があったかと思いますが、例えば研究という言葉は何まで含まれるのかというのがあるかと思うんですけれども、調査ということだけだと調べるだけになってしまうことも当然考えられますので、例えば調査及び評価だったりとか、そもそも市でやっているものが環境評価というふうに言っているところもありますし、そのあたりは適宜文言を考えていただければと思います。

私は、研究という言葉がここに入ることには、それで何か意図はあるのかと思っていたところでもありますが、多分オプションとしては、前に市のほうでお話ししたことがあるかどうかは分かりませんが、藤沢市とはそんな話をしたりもしています。例えば、提案してもらって研究してもらいたいなことを、実はそういうことをやっている自治体は結構ありまして、別に大きな補助額ではないですが、大学生だったり、高校生もいるのかもしれないですけれども、緑地の保全とかにつながるような研究テーマを考えて、それを自治体が補助するみたいなことはあちこちの自治体で行われたりもしています。ですので、そういうことまで考えると研究というのが入るとは思いますけれども、いずれにしても文言を整理した上で、最終的にそこは決めていただければよいのではないかと思います。

また、論点3については、荒井委員の御意見は、考え方に特に異論はありませんという話でした。

ほかによろしいですか。

〔一同同意〕

それでは、論点4に入っていきたいと思います。論点4は、条例第5条第1号の「良好

な自然環境を形成している緑地」という文言はどのような緑地を指すということなのかということで、資料1の3ページ目、4ページ目に緑地やみどりの考え方というのは、多分先ほどお示しいただいたものですかね。これを参考にしながら議論をしていただきたいということです。

都市緑地法で定義されている緑地と同じであるというのが先ほど御説明いただいたことかと思うんですけども、この条例の中で緑地の定義をしておくのかどうかということです。具体的に言うと、第5条の「良好な自然環境」、今書かれているのは枠で囲まれている部分ということですよね。その後に「取得した緑地」と。「良好な自然環境を形成している緑地の取得等に充てるとき。」と書かれているということです。

ここの案のAとBという形で書いていただいているんですけども、先に荒井委員のいただいている御意見について、基金運用における緑地の定義です。上にあるA、都市緑地法の緑地の定義と捉え、幅広く基金の活用ができることが望ましいと考えますとのことでした。

都市緑地法の定義と同義と位置づけたほうが理解が進みやすく、かつ実際は幅広い活用が可能であれば運用がスムーズかと思えますと意見をいただいています。

いかがでしょうか。AとBの案についてということですけども。

○岡田委員

私も荒井委員と同じくA案、都市緑地法のものを使うというのは理解が進むと思うので、いいかと思っています。

○小谷委員

教えていただきたいのですが、最初の論点1に出てきている「みどり」の定義とは条例の定義ですよね。今回ここで言うのは、緑地というものの定義ということを確認にして文章にしたいという意図でいいんですよね。「みどり」の概念の方が緑地よりも広いというイメージでいいですか。

○事務局

事務局です。お答えします。「みどり」につきましては、生き物の生育・生息環境、空間全体というような概念として捉えているのではないかと思います。今回ここで第5条で緑地という言葉が出ましたけれども、これは当然具体的な、お金を使って購入する不動産としてあるわけなので、概念というような考え方よりも具体的なその土地といったものを考え方として示す必要があるのではないかとということで、今回条例の改正に合わせて、この解釈をいま一度考えたほうがいいなということで提案をさせていただいているところです。

さらに補足させていただきますと、2011年度版の環境基本計画、環境部の施策の中でも、みどりの基金のどんな緑地を購入するのかというのを明確にするというような施策

目標がありまして、以前にもお話をさせていただきましたけれども、市民の方とも意見交換ですとか、みどり審議会でも検討してきたという経緯は過去にはございます。

○小谷委員

ありがとうございます。そうであれば、私もAでよろしいかと思えます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。念のためにもう1回、論点1の最初のページを見せていただくと分かりやすいかと思えます。参考のところに書いてあるように、「みどり」をこのようにみどりの基本計画の中で定義しているということです。いわゆるここで言おうとしている緑地というのはより即地的ということですよね。その場所をちゃんと確定できるような空間としてということかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。今、A案でよろしいのではないかという御意見をいただいていますけれども、皆様よろしいですか。

○丹沢委員

今までいろいろな御意見を出されたことの繰り返しになりますけれども、やはりここは私もA案で、この間の「みどり」という言葉の導入がより生きてくるというか、先ほど事務局のほうから御説明があった整理が、会長がおっしゃったように最初の頭のところから、みどりの基本計画の考え方を含めて整理されてきているような気がしますので、ここはもう本当にAでしっかりと定義しておけばいいかと思いました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

そうしましたら、皆さんA案でよろしいということかと思えますので、そのように取りまとめさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

次は最後の論点5です。条例第5条第2号の運用について、現行の条例では市が取得した緑地の維持管理のための費用に充てることができるかとされているところですが、ここもこれをそのまま維持していくのか、民有地であっても、市が管理することになった緑地の管理のために使うことができるのかというようなことかと思えます。

今四角で囲んでいただいているところが規定されていることということで、案としてはここもAとB、2つ挙げていただいています、市民に供する緑地の維持管理に充てるということですので、民有地であっても市が管理するようなものを含むというような考え方です。事務局からの補足はありますか。

○事務局

事務局からの補足で、今回、第5条第2号を再考するというところで提案をさせていただいています。やはり今のままですと、取得した緑地の維持管理費というところで、恐らく条例が制定された当初は、第1号の規定で取得した緑地の維持管理に使うというような意

味合いだったかと思うんですけども、今、緑地の制度が、都市緑地法も改正になりまして、市民緑地ですとか特別緑地保全地区でも、地権者の方の理解をいただきまして市が管理しているところもございますので、そういった中で、大規模な維持管理のために何か費用が必要になった場合にそういったものを充てるといようなこの基金の立てつけにしたいとは考えてございます。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。御意見、あるいは確認したいことをいただければと思います。

○小谷委員

これから取得を考えられている土地もあるのだらうと思いますし、現実問題としてその土地の維持管理に回せるだけの余剰金はないのかと勝手に想像しています。このため、対象とする緑地は限定しておいたほうがいいのかというのが正直なところだと思います。森林環境譲与税の適用以外のところで使うとしても、ある程度対象は絞ったほうがいいのかと思います。一方で、市民の声を聞くと、維持管理だけではなく、多分管理運営というか、マネジメント、要はせつかく取得して整備した緑地であれば、維持管理も含めて、よりよく使うためのマネジメントにも使うお金を充実させてほしいという意見もあると思います。今回そこに関しては全く考えず、維持管理に限定するというところでよろしいのでしょうか。

○事務局

事務局として想定しているのは、ここで書いてあるような、例えばイニシャルの整備、柵ですとか散策路ですとか、場合によっては市民の方が休憩するようなベンチの整備とか、あとはどうしても植生の伐採が必要な部分があったりといった、当初のイニシャルの整備に充てたいということを考えております。小谷委員がおっしゃるようなマネジメントの部分は恐らく公園など、市民が集う場所としての公園の運営管理費とかを想定されていると思いますが、実は、もともとみどりのまちづくり基金が公園法の規定による公園に充てるということを想定がされておられません。どちらかという、もともと自然的な緑地、例えば樹林とか自然の緑地を市が買い上げて、それを市民に開放するといような、都市緑地という言い方ですかね。もともと街区公園といような公園というイメージではなくて、自然的なものが残っているものをそのまま買い上げて、それを市民に開放するといようなイメージを持っておりますので、マネジメント、運営というものまでは入れないといような考え方を持っています。

○小谷委員

ありがとうございます。今イニシャルの部分でお話があったのですけれども、その場合に、例えばイニシャルで柵とかを設置して、例えば10年たって老朽化してきて、これは作り直さなければいけないなどとなった場合、これは対象外ということですか。であるな

らば、維持管理という表現の仕方を少し変えないと誤解を生むのではないかなと思います。今浮かびませんが、もしそうであるならば表現の仕方を変えたほうがいいのかと思いました。

○事務局

事務局からですけれども、確かに考え方としてお示ししている中で、当然通常の維持管理については、その後の一般会計予算を獲得しながら維持管理に努めるという考え方を持っておりまして、確かに例えば10年後に柵が壊れたので保全しなければいけないよというものは、大体こういったものは一般の会計予算のほうで賄うというような考え方を持っておりまして。ただ、市の財政状況によってどうしても捻出できない場合とかも考えられ得るので、予備的なものとして持っておきたいという考え方も事務局では持っております。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。小谷委員、よろしいですか。

○小谷委員

やっぱり表現を変えたほうがいいのかという気はするんですけれども、これを例えば市民団体の人たちが、緑地内の修繕等を依頼してきた際に、ここに書いていると言われてしまうと、反撃のしようがないのかなと思われるので、何かうまい文言を考えたほうがいいのかという気がします。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど岡田委員も手が挙がっていたかと思うんですけれども、よろしいですか。

○岡田委員

整理のために質問したかったのですけれども、現行は取得した緑地に対して、B案が特別緑地保全の緑地で、A案が一番幅広くて市民に供している緑地という意味合いだと解釈しました。A案の市民に供する緑地というのは、私たちのすぐそばの小さな公園みたいなところも含んでいるということでしょうか。お願いします。

○事務局

事務局です。今のところ想定していますのは、小規模な公園の維持管理に充てるということは考えていません。A案とB案で目指すところというのは同じようなものだと考えてはいるんですけれども、制度的に限定をするということと、制度から外れるものももしかしたら出てくるかもしれないというようなことを考えてのまずA案も1つ挙げているというところです。

先ほど小谷委員からのお考え、確かにこれだけだと、例えば近所の公園を直してくれとかといったのに使えるのではないかという解釈の幅が生まれてしまうので、文言等につい

てはやはり整備は必要になってくると今思ったところでございます。

○一ノ瀬会長

岡田委員、よろしいですか。はい。

○小谷委員

さっき緑地の定義でやりましたよね。その緑地の定義とA案の市民に供する緑地というのが、これは当然同じものだという解釈になると思うので、同じ中で言葉を使うということになります。であるならば、対象とする制度がいいかどうか、もっとあるのかどうかというのはあるのですけれども、個人的にはよりBに近いです。先ほどの基金の金銭的な制約もあるでしょうし、ある程度B案のようにちょっと絞った形でやったほうがいいのではないのかなという気もしなくもないです。A案だと、さっきの公園の話みたいなのも出てきそうな気もしなくもないと思います。どちらか選べと言われればBに近いです。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今議論になっている点については、ここまでの論点は逆にできるだけ幅広にというような話をしてきたところですが、この論点については、確かに今幾つか懸念も示されたとおりに、A案ということになってしまうと、それこそ身近な公園なり、これで何とかしてくれるのではないのかという話が出てくるのではないのかというのは確かにそのとおりにかとも思います。一方でB案のように絞り過ぎた場合に、もう少しそこから逸脱するのかな、外れるようなものが出てきたときにどうしましょうかということかとも思います。

荒井委員からいただいた意見は、A案のほうで幅広に、行政も活動団体においても使い勝手が良いのではないのかという御意見をいただいています。ただ、基金を使って何でもかんでもするわけではないと思いますのでそこが難しいところかと思うんですけれども、今いただいている意見から考えますと、基本的には限定をしつつ、ただ、何か特別必要なときには何とかそこは柔軟に運用できるようにであれば、多分事務局の考えていらっしゃることもカバーできるかと思しますので、B案を基本で、そのあたり最終的には法律の文言で適宜うまく修正をいただければいいかと思っておりますけれども、事務局としてはそんな方向でよろしいですか。

○事務局

事務局です。A案とB案、想定しているところは恐らくどうしても必要なときの大きな費用がかかる時に維持管理に使うというようなことを考えておりますので、日常的な維持管理に使うということはまず考えてはいないというのはまず1つ、今までもそうでした。ですので、そういったものをしっかり条例に落とし込めるかどうかというのは今後調整をしていきたいと思っております。ただ、事務局としては、念頭に置いているのは、B案で示しているような市民緑地ですとか、特別緑地保全地区内の中での大きな整備が必要なときの費

用として、充てる時が来たら充てるというような意味合いを持っております。

○一ノ瀬会長

そうしましたら、皆さん、B案を基本でということによろしいですかね。

〔一同同意〕

それでは、論点5についても以上で議論が終了したということにさせていただきたいと思えます。

この議論を基にして条例の改正作業に入っていただければと思えます。

次は資料4です。前回の審議会で提出された市長からの諮問に対する答申を次年度、もう来月ですけれども、みどり審議会で決定し市に返すということになります。資料4は答申案のたたき台ということで作成いただいているものです。これについて次回の審議会までに意見をまとめなければならないということになります。条例の改正の方向性や文言についても、たたき台ですので今後皆さんの意見を反映させて確定させていければと思えます。

今スケジュールを出していただいているところですが、次回が6月から7月ということになるんですかね。事務局から補足して説明はございますか。

皆さんのお手元にも資料4が届いているかと思えますけれども、今日の議論を踏まえて答申の案の中に内容を加えていただいて、あと文言についてはこれから検討の部分もあると思えますけれども、それを次回最終的に決定するということがよろしいですか。

○事務局

事務局から補足をします。こちらは次年度に第1回を開催する審議会において答申を決定していくというためのたたき台として用意してございます。本日御議論いただいた内容を基に、例えば3番の5条関係のところの文言を直していきます。例えば4番目の第5条第1号についてといったようなことの詳細な文言の修正が今後必要になってくるということで、次回の審議会まで間がございまして、今日の意見交換をしていただきつつ、今度の会議までの間に適宜先生方から御意見をいただければ、そういったのを参考にしながらまた案をお示しできると思っております。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。ですので、基本的には今日の議論も踏まえ、必要があるところは修正をいただくようなことになるわけですが、今事務局から御説明があったように適宜、今度修正した事務局案を示していただいた上で、また委員の皆さんと場合によっては個別にやり取りをさせていただくことにもなるかと思えます。この点について何か御質問やあるいは現時点のものでこれは気になるというようなものがございましたら御指摘もいただければと思えます。

○岡田委員

表ページの一番最後に、緑地の買入れ以外に、他市町村の話ですけれども、緑化助成などに基金を充てているというような文言があって、この基金では、潤沢と言えないので、拡大することには控えていただきたいという文言が気になりました。民間の自己での伐採とか搬出とかは促進していく方向にあるべきだと思います。このみどり基金は潤沢ではないので基金を充てるのは難しいのはわかるのですが、森林環境譲与税で賄うとか、そういう話になるのかとイメージしていたので、ここでこういう文言が入るとするのはちょっと違和感を持ちました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。事務局から何か補足はございますか。

○一ノ瀬会長

御意見ありがとうございます。確かにこの文言については、答申としてこれを入れることが適切かどうかという御意見だと思うんですけども、今回のあくまで改正の話にだけ特化するとすれば、さらに使途を広げることについての是非というのは今回の答申では必要ないのかと思いました。

○一ノ瀬会長

また案はつくっていただくことになるかと思えますけれども、基本的には条例の改正についての答申ということになるかと思えますので。もしかするともちろん基金も劇的にこの後増えるかもしれないので、「潤沢とは言い難いので」とかというのは、必ずしも潤沢になるように逆に言うといういろいろ努力はしていかないのかなとは思えますよね。

○小谷委員

答申書の4番目と5番目の最後に「茅ヶ崎市の判断に委ねます。」という文章が入るんですけども、もちろんこれは自治体によっていろいろ作法があって、表現の仕方はいろいろあると思うんですけども、答申自体が委ねることにもなると思うので気になります。私が関わった答申書ではこういう書き方はあまりなかったもので、教えてもらいたいです。

○事務局

事務局です。お答えします。条例の改正に関しての答申に対しての形式的なものというのは決まっていまして、あくまで本当にたたき台としてこれは入れているものなので、今後の修正については先生方の意見を聴きながらやっていきたいと思っております。改正を行うかどうかについてというのは、もともと今の議論の中で条文の改正もやはり視野に入れた議論をしているので、こういった書き方でなくても、むしろなくてもいいのかと今、思ったところです。。

○小谷委員

すみません、ありがとうございました。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。実は私も気になったところですが、そもそも諮問、それに対する答申というのは、基本的には自治体とかが外部に意見を聴くというようなことであって、そこから返される意見というのが尊重されないとそれはそれで困ってしまうとは思いますが、その後の自治体のどういうふうに対応していかざるを得ないのかというような、対応を全て縛るものではないような気がします。答申を受けたものを尊重して、その後それを生かしていくということだと思いますので、基本的にそのような判断は、今度は主体になる自治体、今回は茅ヶ崎市が主体的に対応していかざるを得ないので、それ以外の判断は基本的にはないですね。市政に対して私たちが責任を取れるわけではありませんので、特に必要ないと私も思ったところです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

今回は先ほど事務局から説明があったようにあくまでたたき台ですので、もし後ほど気になった点があればまた御意見をいただければと思いますし、今日の議論を踏まえて修正いただくこととなりますので、それをまた確認いただいた上で、次回の審議会までに適宜やり取りをすることになるかと思います。

事務局もそのようなところでよろしいですか。

○事務局

ありがとうございます。今回のこの答申の案というのはあくまでたたき台ですので、本日の意見交換、議論等を踏まえまして当然文言等が大きく変わってくるようなこともあり得ると思いますので、今後、答申の案については都度皆様方と情報共有しながら、次回の審議会までの間に調整していきたいと考えております。従いまして、この大筋でいくということでもないということは皆様御承知おきください。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そうしましたら、もう時間も迫っているんですけども、本日用意いただいた議題についての議論は以上になるかと思いますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そうしましたら、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

では、その他のところで、今後のスケジュールについて御案内いたします。

今日御審議いただいた内容を踏まえまして答申の案について、これから調整をしていきたいと思っております。

次回の審議会は令和4年度になります。6月から7月にかけての間に行いたいと考えてございます。その後、条例の改正は8月から10月にかけて、答申を受けて市が条例の改正の考え方をまとめました条例の考え方についてパブリックコメントを行い、市民の方か

らまた御意見をいただきまして、条例の改正はその後、12月から1月の間に市の例規等審査会に、これは法制的な手続になりますけれども、条例の案文を固めまして、令和5年の3月に市議会定例会に提案させていただきます。そういった予定で条例の改正をしていきたいと思っております。

したがいまして、次の審議会につきましては、令和4年6月から7月にかけて第1回審議会で、恐らく10月から12月の間にパブリックコメントを実施いたしますので、その結果を皆様にまた御報告させていただきたいと考えてございます。令和4年、今後の予定につきましては、当面の間はこういったことでやらせていただきたいと思います。

○一ノ瀬会長

ありがとうございます。そうしましたら、スケジュールについても、本日の議題について以上で終了ということになるかと思っております。

長時間にわたり活発な議論をいただきましてありがとうございます。これをもちまして、令和3年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会を終了します。どうもお疲れさまでした。